

# 2023 年度 神戸市商用車向け クリーンエネルギー自動車普及促進補助制度のご案内

神戸市では、2050年カーボンニュートラルの実現を目的として、バス・タクシー・トラックのクリーンエネルギー自動車の導入費用の一部について、事業者を対象とした補助事業を実施しています。

## 補助対象者

1. 神戸市内に事務所もしくは事業所を有する法人<sup>※1</sup>または個人事業主<sup>※1※2</sup>
2. 1に対して、補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者（使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映されるリース事業者に限る）

※1 公法人、独立行政法人、国または地方公共団体が50%以上出資する法人及び次の事業者は含みません。

- ・自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
- ・自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
- ・自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）

※2 次のいずれかに該当する事業者に限ります。

- ・2022年の事業所得、不動産所得または山林所得について、確定申告を行った個人事業主
- ・2023年1月1日以降に税務署へ個人事業の開業届出を行い、その届出日が補助対象車両の初度登録以前である個人事業主

## 補助対象車両

以下の要件を全て満たす車両が対象です。

1. 初度登録時から神戸市内<sup>※3</sup>に使用の本拠の位置を置き、主として市内を走行すること。
2. 2023年度における兵庫県環境部補助金の補助対象車両であること。
3. 次の表に記載されているクリーンエネルギー自動車であり、2023年2月24日から2024年2月23日までに、環境省の補助金の交付確定を受けること。

※3 法人・個人事業主の場合：事務所・事業所、法人等が賃借している月極駐車場など  
リース事業者の場合：使用者の事務所・事業所、使用者が賃借している月極駐車場など

クリーンエネルギー 自動車の種類	区分	環境省の補助金
燃料電池バス	自家用	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
電気バス	自家用	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)
ハイブリッドバス 天然ガスバス	事業用	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)
燃料電池タクシー	事業用	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー))
電気トラック	自家用	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(トラック))
ハイブリッドトラック 天然ガストラック	事業用	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)

## 補助金の額・上限額

補助金の額および上限額は次の表のとおりです。

クリーンエネルギー 自動車の種類	補助金の額	補助金の上限額
燃料電池バス	52万円(定額)	
電気バス	蓄電池容量(kWh) × 1.1万円 × 2/3	39万円
ハイブリッドバス 天然ガスバス	国の補助金交付決定額 × 1/3	30万円
燃料電池タクシー	100万円(定額)	
電気トラック	一充電走行距離(km)(WLTCモード) × 0.1万円 × 3/5	24万円
ハイブリッドトラック 天然ガストラック	国の補助金交付決定額 × 1/3	45万円

## 申請手続きの流れ

### 事前準備

- ◇ 車両を導入※4
- ◇ 国の補助金申請
  - (1) 国補助金の交付を申請
  - (2) 交付決定通知書等を受領(2023年2月24日～2024年2月23日)

※4 車両導入前に申請が必要な補助金もあります。申請予定の環境省補助金ホームページなどを事前に確認してください。



## 本補助の交付申請

### ◆ 申請期限

2024年3月7日（木曜）必着

ただし、本補助事業の予算がなくなり次第、申請受付を締め切ります。

### ◆ 必要書類

#### 法人・個人事業主の場合

- 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書等）
- 次のいずれかの書類・・・①  
【法人】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し※<sup>5</sup>  
【個人事業者】前年分の確定申告書B（税務署の受付が確認できるもの）の写し※<sup>6</sup>
- 神戸市内に事務所等を有することを確認できる書類（①に記載されている場合は不要）
- 契約内容が確認できる書類（契約書や注文書）の写し・・・②
- 見積金額が確認できる書類（次の費用が明記されているもの）の写し  
（②に記載されている場合は不要）  
【燃料電池バス、電気バス、燃料電池タクシー、電気トラック】車両本体価格  
【ハイブリッド・天然ガスバス、ハイブリッド・天然ガストラック】車両本体価格、改造費等
- 経費の支払いを証する書類（原則、領収書）の写し
- 自動車検査証の写しおよび自動車検査記載事項の写し

● 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

#### リース事業者の場合

- 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書等）
- 次のいずれかの書類（申請者および使用者のもの）・・・③  
【法人】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し※<sup>5</sup>  
【個人事業者】前年分の確定申告書B（税務署の受付が確認できるもの）の写し※<sup>6</sup>
- 神戸市内に事務所等を有することを確認できる書類（③に記載されている場合は不要）
- 契約内容が確認できる書類（車両本体の購入契約書、リース契約書）の写し・・・④
- 見積金額が確認できる書類（次の費用が明記されているもの）の写し  
（④に記載されている場合は不要）  
【燃料電池バス、電気バス、燃料電池タクシー、電気トラック】車両本体価格  
【ハイブリッド・天然ガスバス、ハイブリッド・天然ガストラック】車両本体価格、改造費等
- 経費の支払いを証する書類（車両本体の購入に関する領収書）の写し
- 自動車検査証の写しおよび自動車検査記載事項の写し
- 貸与料金の算定根拠明細書

● 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

※5 発行後3か月以内のもの

※6 新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届け出た個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付等が確認できるもの）の写し

### ◆ 提出方法・提出先

神戸市環境局環境創造課（省エネルギー推進担当）

提出先メールアドレス：eco\_office@office.city.kobe.lg.jp

- ✓ 電子メールの容量が7MBを超える場合は、分割して送信してください。
- ✓ 必要に応じて、提出するファイルにパスワードを設定して送信してください。

※申請書類に関するお問い合わせは、神戸市ホームページの「[よくある質問](#)」をご確認の上、電子メールにてお願いします。



補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書を電子メールで交付後、補助金を交付します。

## 注意事項

- 同じ申請者からの同年度の申請は、原則10台までです。
- 本補助金の交付が決定した日から次の表の期間が経過するまでに、補助金の交付を受けた車両を処分（譲渡、交換、貸付、担保、補助金の交付の目的に反した使用<sup>※7</sup>）する場合は、財産処分の手続き（**事前申請**）及び補助金の返還が必要です。必ず事前に相談してください。

※7 市外への使用の本拠の位置の移動も含まれます。

自動車の種類	区分	財産処分制限期間
バス	自家用 <sup>※8</sup>	6年
	事業用 <sup>※9</sup>	5年
タクシー <sup>※10</sup>		4年
トラック <sup>※11</sup>	最大積載量が2t超	4年
	上記以外	3年

※8 燃料電池バス及び電気バス

※9 ハイブリッドバス及び天然ガスバス

※10 燃料電池タクシー

※11 電気トラック、ハイブリッドトラック及び天然ガストラック

ただし、電気トラックについては区分に関わらず財産処分制限期間は4年です。